

# ケーブルテレビ徳島株式会社 放送サービス加入契約約款

徳島市（国府町・入田町・一宮町・下町・不動地区を除く）

ケーブルテレビ徳島株式会社（以下、「甲」という。）と、甲が設置する電気通信設備（以下、「本施設」という。）により放送サービスを受ける者（以下、「乙」という。）との間に締結される契約（以下、「加入契約」という。）は、次の条項によるものとする。

## 第1条（サービスの内容）

甲は、甲がサービスを提供している区域（以下、「業務区域」という。）内において、サービス提供に必要な施設を設置し、その維持管理に当たるとともに、乙に次のサービスを提供する。

1. 基本番組サービス
  - (1) NHK 及び民間放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）、FM ラジオ放送の同時再放送サービス
  - (2) 自主放送サービス
2. 多チャンネルサービス
  - (1) 甲が乙に貸与するセットトップボックス（以下、「STB」という。）で受信が可能となる FM ラジオ放送を除く基本番組サービスに、別料金に基づく番組を付加した放送サービス
  - (2) ペイチャンネルサービス利用料の支払いにより、視聴可能になる放送サービス
3. 甲以外の放送事業者が行う有料放送の同時再放送サービス  
乙が甲以外の放送事業者と有料の視聴契約を締結することにより提供される、有料放送の同時再放送サービス
4. 前各項に附帯関連するサービス

## 第2条（STB）

1. 甲は、提供するサービス品目に応じて、甲が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器である STB 本体及びリモコン等を乙に貸与するものとする。また、BSデジタル放送用ICカード（以下、「B-CASカード」という。）及びケーブルテレビデジタル放送用ICカード（以下、「C-CASカード」という。）の取り扱いについては、第24条の規定によるものとする。
2. 乙が、故意または過失によりSTBおよびリモコン等を破損または紛失した場合には、その実費を甲に支払うものとする。また、甲が必要と認める場合を除き、乙はSTBの交換を請求できない。
3. 乙は、甲が貸与するSTB以外のSTBは利用できない。

## 第3条（契約の単位）

1. 加入契約は、世帯（住居もしくは同一住所で生計を共にする者または単身者）を単位とする。
2. 一括加入、ホテル、旅館、病院、業務用等については、別途協議するものとする。

## 第4条（契約の成立）

1. 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める様式の加入申込書に必要な事項を記載の上申込み、甲がこれを承諾した時に成立するものとする。
2. 甲は、前項の規定にかかわらず、技術的に接続が出来ない等により、サービスの提供が困難なときは、加入契約の申込みの承諾を取り消すことがある。
3. 甲は、契約の成立後、甲の定める方法により、その契約内容を通知するものとする。

## 第5条（初期契約解除制度）

1. 乙は、前条の通知受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回または契約の解除（以下、「解除等」という。）を行うことができる。
2. 前項の解除等は、乙が文書を発し、その文書を甲が受領した時にその効力を生じる。ただし、乙は、第6条に定めた工事が既に施工されている場合には、その費用を負担するものとする。

## 第6条（施設の設置及び費用の負担）

1. 乙は、映像用回線終端装置（以下、「ONU」という。）の出力端子以降全ての施設（以下、「乙施設」という。）を乙の費用にて構築するものとする。
2. 乙は、サービスの提供の開始に至るまでに、乙の都合で解除等を行った場合は、これに関わる費用を負担するものとする。

## 第7条（所有及び維持管理区分）

1. 甲は、本施設及びSTBを所有し、維持管理するものとする。
2. 乙は、乙施設を所有、維持管理するものとする。また、乙は、甲が貸与したSTB等を善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。

## 第8条（サービスの提供の開始）

サービス提供の開始は、甲または甲の指定する業者にて ONU と乙施設を接続し、甲がサービス送信をした時とする。

## 第9条（初期費用）

乙は、甲が料金表1に定める初期費用を支払うものとする。

## 第10条（利用料）

1. 乙は、料金表 2・3 に定める基本番組サービス及びオプションサービスの月額利用料（以下、「利用料」という。）をサービスの提供を受けた日の属する月の翌月から支払うものとする。
2. NHK受信料及び甲を除く放送事業者が行う有料放送の料金については、甲の設定した利用料の中には含まれていない。
3. 乙が甲に支払う料金の支払い方法は、甲が指定する方法、または甲と乙の合意に基づく方法によるものとする。甲の指定する方法は次の各号によるものとする。
  - (1) 口座振替（阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、ゆうちょ銀行、県下の農協、徳島県信漁連）
  - (2) クレジットカード（VISA、MasterCard、JCB、AMERICANEXPRESS、DinersClub）
4. 甲の業務のうち、基本番組サービス及び多チャンネルサービスを、月のうちに引き続き 10 日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は、無料とする。
5. 甲は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、利用料を改定する事がある。
6. 乙が、NHK 衛星受信料の団体一括払いを希望する場合は、甲とNHK の委託契約により、NHK 衛星受信料を甲の利用料に合算し支払うことができるものとする。

#### 第11条 (クレジットカード規約)

1. 乙が指定するクレジットカードにより乙が利用料等を支払う場合、クレジットカード会社の会員規約に基づいて支払うものとする。
2. 乙から解約の申し出がない限り、毎月前項と同様の支払いを継続するものとする。
3. 乙が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、乙の指定したクレジットカード会社の利用代金や年会費の支払い状況によっては、甲または乙の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にこの支払方法を解除されても異議を唱えないものとする。
4. 前項の通り、クレジットカードでの支払いを解除された場合、以後の料金等の支払い方法に関して、甲の指定する支払い方法に変更されても異議を唱えないものとする。その後、再度クレジットカードでの支払いを希望する場合、甲の指定する手続きを行うこととする。
5. 乙は、クレジットカードの紛失等で会員番号、有効期限等の会員情報が変更となった場合、ただちに甲へ新しい会員情報を甲の定めた方法により申し出ることとする。
6. 前項の申し出を怠った場合、会員の事前承認なしに新しい会員番号が乙の指定するクレジットカード会社より甲へ通知されても異議を唱えないものとする。
7. 乙は、乙が指定したクレジットカードで支払うべき料金について、甲に対して請求書及び領収書等の発行を希望しないこととする。料金等についてはクレジットカード会社の明細書で確認するものとする。
8. 乙は、甲がクレジットカード情報の処理業務の一部を、一定のセキュリティ基準に準拠した外部事業者に委託することに異議を唱えないものとする。また、甲及び委託した外部事業者がクレジットカード情報の問い合わせを行うことがあることを承諾するものとする。

#### 第12条 (提携事業者のサービス料金の回収代行)

甲は、甲の提携事業者のサービス料金等を、提携事業者から委託を受けて、料金回収を行う場合がある。

#### 第13条 (延滞利息)

乙が利用料等の支払を支払期日より3ヶ月を超えて延滞した場合、乙は年利3.0%の遅延金を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて支払うものとする。

#### 第14条 (債権の譲渡)

甲は、この約款の規定により乙が支払いを要することになった料金、その他債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがある。

#### 第15条 (免責事項)

1. 乙は、次の場合、サービスが中止または停止(以下、「中止等」という。)する事を承諾するものとする。
  - (1) 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - (2) 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で甲が必要と認めたとき。
2. 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰する事のできない事由によるサービス提供の中止等に対する損害賠償には応じないものとする。
3. 前2項にかかわらず、サービスの中止等に対する損害賠償は、第10条第4項の範囲とし、中止等により受信できなかったサービスの再提供には応じないものとする。
4. 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰する事のできない事由により、本施設に起因して乙施設に損害を与えた場合の損害賠償には応じないものとする。

#### 第16条 (放送内容の変更)

甲は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更する事が有る。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じない。

#### 第17条 (故障対応)

1. 甲または甲の指定する業者は、乙からサービスの受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し、必要な措置を講じる。ただし、受信異常が乙施設に起因する場合は、この限りではない。
2. 乙は、受信異常の原因が乙の瑕疵または乙施設による場合、その調査、修復に要する費用を負担するものとする。
3. 乙は、乙の故意または過失により本施設に故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

#### 第18条 (乙の義務)

1. 乙は、甲または甲の指定する業者が前条の故障対応及び解約後に第6条の甲により設置された施設の撤去のために、乙が所有または占有する土地、建物、構築物等への立ち入り及び無償使用することを承認するものとする。
2. 乙は、サービスを受ける事について、地主、家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとする。
3. 乙が、録音・録画等により、甲のサービスを第三者に供給する事及び対価を受けて甲のサービスを第三者に上演する事は、法令により禁止されている。
4. 乙が、第3条における契約単位に違反し、加入契約のある住所及び敷地以外で甲のサービスを受けることを禁止する。

#### 第19条 (一時休止及び再開)

1. 乙は、甲のサービスの提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、一時休止または再開を希望する10日以上前に甲の定めた方法により甲にその旨を申し出るものとする。この場合、一時休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第10条の規定にかかわらず無料とする。
2. 甲にて貸与したSTBは、乙が一時休止をしたときに甲または甲の指定した業者にて回収するものとする。
3. 乙は、一時休止及び再開に要する費用を負担するものとする。

#### 第20条 (解約)

1. 乙は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に甲の定めた方法により甲にその旨を申し出るものとする。

2. 乙は、解約の場合、第10条の規定による利用料を当該解約の日の属する月分まで支払うものとする。なお、日割り計算はしないこととする。
3. 甲にて貸与した STB は、乙が解約したときに甲または甲の指定した業者にて回収するものとする。
4. 解約となった場合において、すでに支払われた第6条で定められた工事費の払い戻しは、無いものとする。
5. 解約となった場合、甲は、本施設を撤去する。ただし、撤去に伴い乙が所有または占有する建物、建築物、アンテナ等の修復を要するときは、乙が自己の費用でその修復工事を行うものとする。
6. 甲は、乙が利用料等の支払を3ヶ月以上遅延した場合、または本約款に違反する行為があったと認める場合は、乙に通告した上でサービスの提供を停止または加入契約を解約することができるものとする。

#### 第21条（設置場所の変更）

1. 乙は、変更先が甲の業務区域内で、かつ最寄りに本施設がある場合、加入契約の設置場所の変更ができるものとし、その変更に必要な全ての費用は乙が負担するものとする。
2. 乙は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、甲に甲の定めた方法によりその旨を申し出るものとする。

#### 第22条（名義変更）

1. 甲は、次の場合に乙の名義変更を認める。
  - (1) 相続の場合
  - (2) 新乙が旧乙の加入契約の設置場所でサービスの提供を受ける場合において、円滑に旧乙の権利義務を継承するとき
2. 前項の名義変更を行う場合、新乙となる者は、甲の承認を得た上、甲の定めた方法により甲にその旨を申し出るものとする。

#### 第23条（加入申込書記載事項の変更）

乙は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、甲の定めた方法により甲に申し出るものとする。

#### 第24条（B-CASカード、C-CASカード及び ACAS チップの取り扱いについて）

1. B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとする。
2. 甲は、C-CASカードを必要とするSTBを利用する乙に、STB1台につき1枚無償貸与するものとする。甲以外の手配によるデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われた事による甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、乙が補償するものとする。また、STBの解約時及び解除時は、甲にSTB、B-CASカード及びC-CASカードを返還するものとする。なお、乙がSTB、B-CASカード及びC-CASカードを破損または紛失した場合には、料金表に定める損害金を甲に支払うものとする。
3. ACAS チップの所有は、甲に帰属し、甲以外の手配によるデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われた事による甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、乙が補償するものとする。

#### 第25条（個人情報の取扱い）

甲は、乙が加入契約を行った際に知り得た個人情報、及び乙が本サービスを利用する過程において知り得た個人情報に関し、個人情報保護に関する関連法律を遵守し、個人情報の適切な保護に努めるものとし、その具体的取扱方法については、甲が別途定める「個人情報保護方針」に準拠するものとする。また、乙は、甲が乙の個人情報を甲の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理・利用することを承諾するものとする。

#### 第26条（甲の宣伝活動）

1. 乙は、甲より送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとする。
2. 乙は、甲が提供する番組の放送事業者より、宣伝及び販売促進活動がなされることを了承するものとする。

#### 第27条（合意管轄）

乙は、本約款の解釈または履行により争いが生じた場合の管轄裁判所を徳島簡易裁判所または徳島地方裁判所とする事に合意するものとする。

#### 第28条（定めなき事項）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。

#### 第29条（約款の改定）

1. 本約款は、総務大臣に届け出た上で改定する事がある。
2. 改定した約款は、甲のホームページに掲載することにより周知した事とする。
3. 本約款を改定した場合には、改定後の約款によりサービスを提供するものとする。

#### 付則

本約款は令和8年4月1日から実施する。

# 料金表

◆金額は税込

## 1. 初期費用

項目	金額	備考
引込工事負担金	16,500 円	引込工事費
宅内工事費	実費	

## 2. 基本番組サービス利用料

項目	月額利用料			備考	
	加入契約世帯 (引込線 1 回線毎)	共同受信 施設世帯	STB 増設		
デジタルプラスデラックス	4,950 円	3,850 円	3,080 円	STB1 台毎	
デジタルプラス	3,850 円	2,750 円	1,980 円	STB1 台毎	
デジタルミニ	基本パック (1 パック含む)	2,750 円	1,650 円	880 円	STB1 台毎 加入契約世帯:A・B・C・D・E パックか ら選択可 共同受信施設世帯:A・B・C・D パック から選択可
	パック追加 (1 パック毎)	550 円		-	
デジタルライト	2,090 円	-	-	STBを使用しない地上波及びBS放 送の再放送並びに自主制作番組の放 送サービス	

- ・デジタルプラスサービスへの新規申込みは平成 28 年 4 月 30 日をもって終了。
- ・加入契約世帯のデジタルミニサービスへの新規・追加申込は、令和 5 年 6 月 30 日をもって終了。
- ・共同受信施設世帯とは、甲と別途、一括した再放送契約を締結した共同受信施設において、地上デジタル再放送サービス等を受信している世帯を指す。
- ・デジタルミニのパックとは、デジタル放送 4~9 チャンネルで構成するサービスを指す。

## 3. オプションサービス利用料

項目	月額利用料 (STB1 台毎)	備考
録画機能付STB (ブルーレイ)	1,650 円	オプション同士の組み合わせ不可
録画機能付STB	1,100 円	
トリプルチューナSTB	550 円	

## 4. ペイチャンネルサービス利用料等

項目	月額利用料	備考
東映チャンネルHD	1,650 円	STBによる提供 STB1 台毎
アニメシアターX (AT-X)	2,180 円	STBによる提供 STB1 台毎
Mnet HD	2,530 円	STBによる提供 STB1 台毎
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,970 円	STBによる提供 STB1 台毎
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	2,360 円	STBによる提供 STB1 台毎
BS10プレミアム	1,980 円	STBによる提供 STB1 台毎 ※
WOWOW (3ch セット)	2,530 円	STBによる提供 STB1 台毎 ※
J SPORTS4	1,430 円	STBによる提供 STB1 台毎
衛星劇場HD	2,200 円	STBによる提供 STB1 台毎
SPEEDチャンネル2	990 円	STBによる提供 STB1 台毎
グリーンチャンネル (2ch セット)	1,100 円	STBによる提供 STB1 台毎
レジャーチャンネル (3ch セット)	1,078 円	STBによる提供 STB1 台毎

※BS 放送によるペイチャンネルサービス。

## 5. 損害金

項目	金額
B-CAS カード	2,160 円
C-CAS カード	2,160 円

## 6. 各種割引

割引名	割引額 (月額)	適用条件等
ピカラトリオ割引	880円	株式会社STNet「セット割引及びトリオ割引に係る利用規約」に定める
	440円	
デジタルライト長期割引	880円	
トリオスタート割引	880円	ピカラ光ねっと・ピカラ光でんわ・当社番組サービスを同時申込みの場合、サービス開始から24ヵ月目まで適用
トリプルチューナSTB&OTTセット割引	550円	トリプルチューナSTBおよび動画配信サービス (HuluもしくはDAZN) をセットでご利用いただいた場合、サービス開始から適用
でんきといっしょ割	附帯割引約款 (電気契約とのセット割引) に定める	